第63回社会保障審議会生活保護基準部会 令和８年11月5日	資料２

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

消費実態による検証を補完する方法

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費実態による検証を補完する方法

- 消費実態による検証を補完する方法の検証方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２～4
- 第59回生活保護基準部会における主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ5～6
- 社会的必需項目の更新の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ7～Ｐ26
- 社会参加・人とのつながりに関する状況の確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ27～29
- 社会的必需項目の生活扶助基準検証に当たっての参照方法について・・・・・・・・・・・・Ｐ30
- 社会的必需項目の不足状況を確認した結果の参照方法について・・・・・・・・・・・・・・Ｐ31
- 今回ご議論いただきたい事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ32

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

３．消費実態による検証を補完する方法

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年6月30日
(赤枠・赤字を追記)
資料１

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討
※　生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第１・十分位が適当かどうかの確認を含む。

今回検証の方針

○　生活扶助基準の検証に当たって、一般低所得世帯が比較対象として適当かどうかを確認するため、最低限の生活をするときに満たす必要のある社会的必需項目について一般低所得世帯における充足状況（※）を確認することは重要。そのため、社会的必需項目の選定の考え方や具体的方法について、利用可能な最新のデータを用いて精査を行う。その際、社会参加や人との交流に関する項目を追加するか検討する。

※　令和７年７月に実施された家庭の生活実態及び生活意識に関する調査について、一般世帯の年収階級別の結果は、令和７年国民生活基礎調査の所得票データとのマッチングが必要であり、今回の検証では活用ができず、直近の結果は令和４年７月の調査結果となる。

○　令和７年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の結果については、国民生活基礎調査データとのマッチングを要さない生活保護受給世帯の調査結果及び一般世帯の単純集計結果について、今回の検証において参考として参照できるようにする。併せて生活保護受給世帯における耐久消費財の保有状況を一般世帯との比較において確認する。

○　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果については、一般世帯と生活保護受給世帯との比較だけでなく、時系列での変化について分かりやすく参照できるようにする。

○　令和６年の社会保障生計調査による生活保護受給世帯の消費実態と令和６年全国家計構造調査による年収階級第１・十分位の消費実態について、サンプル数等の制約に留意しつつ、世帯属性などを調整した比較を行う。また、令和４年以降の物価上昇局面における生活保護受給世帯の消費の変化について、令和４～６年の社会保障生計調査により確認する。

○　ＭＩＳ手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算及び日本人の食事摂取基準を活用した検討については、現状において生活扶助基準の検証に直ちに活用できる状況になく、今回検証での活用を見送る。

※　赤枠は、今回、資料を用意している項目。

１．生活扶助基準本体（第１類・第２類）の検証
（１）水準（高さ）の検証

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年6月30日
(赤枠を追記)
資料１

（３）年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（１／３）

＜確認事項＞
①　年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標としては、令和４年検証で確認した指標を基本として以下の指標を確認する。

〇中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子１人世帯における「年収階級第１・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第３・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

〇固定的経費割合

固定的経費　÷ 消費支出額　により算出（固定的経費の判定方法は次ページ参照）。
食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

〇年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子１人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第１・十分位の年間可処分所得の平均の比率。
年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第１・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

（下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認。）

〇世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

〇所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

〇社会的必需項目等の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第１・十分位における社会的必需項目の不足状況、耐久消費財の保有状況
※　社会的必需項目等については、別途精査

（参考）社会的必需項目の不足状況の集計結果（夫婦子１人世帯 年収階級第１・十分位）

社会的必需項目の不足状況

（単位：%、%pt）

社会的必需項目	令和元年7月 該当割合	令和元年7月 平成28年対差	令和元年7月 平成22年対差	平成28年7月 該当割合	平成22年7月 該当割合
Q1 食事の頻度（１日２回以上）	0.0	▲ 3.4	－	3.4	
（回答）していない（金銭的に余裕がないから）	〈0.0〉	〈2.0〉		〈2.0〉	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日）	1.6	0.7	－	0.9	
（回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）	〈1.5〉	〈1.8〉		〈1.0〉	
Q3 野菜の摂取の頻度（１日１回以上）	2.5	1.7	－	0.8	
（回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）	〈1.9〉	〈2.1〉		〈1.0〉	
Q4 新しい下着の購入頻度（１年に１回以上）	17.2	▲ 7.8	0.8	25.0	16.4
（回答）ほとんど購入しない	〈4.5〉	〈6.6〉	〈6.1〉	〈4.8〉	〈4.2〉
Q5 必要な時に医者にかかれること	1.8	▲ 1.0	1.0	2.8	0.8
（回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	〈1.6〉	〈2.4〉	〈1.9〉	〈1.8〉	〈1.0〉
Q6 必要な時に歯医者にかかれること	5.1	▲ 5.3	▲ 1.8	10.4	6.9
（回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	〈2.6〉	〈4.3〉	〈3.9〉	〈3.4〉	〈2.8〉
Q7 炊飯器の保有	0.0	0.0	▲ 5.0 ＊	0.0	5.0
（回答）ない（金銭的に余裕がないから）	〈0.0〉	〈0.0〉	〈2.5〉	〈0.0〉	〈2.5〉
Q8 電気掃除機の保有	1.8	0.1	1.8	1.6	0.0
（回答）ない（金銭的に余裕がないから）	〈1.6〉	〈2.1〉	〈1.6〉	〈1.4〉	〈0.0〉
Q9 電話（固定電話）の保有	3.4	▲ 5.3	－	8.8	
（回答）ない（金銭的に余裕がないから）	〈2.2〉	〈3.8〉		〈3.1〉	
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有	1.6	0.9	▲ 0.9	0.8	2.6
（回答）ない（金銭的に余裕がないから）	〈1.5〉	〈1.8〉	〈2.3〉	〈1.0〉	〈1.8〉
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席	1.6	0.9	▲ 3.4	0.7	5.1
（回答）ほとんど・まったく出席しない（金銭的に余裕がないから）	〈1.5〉	〈1.8〉	〈2.9〉	〈0.9〉	〈2.5〉
Q12 急な出費への対応	34.2	▲ 10.4	－	44.6	
（回答）対応できない	〈5.7〉	〈7.9〉		〈5.5〉	
Q13 生命保険等への加入（死亡・障害・病気など）	5.9	▲ 14.1 ＊	▲ 11.6 ＊	20.0	17.6
（回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）	〈2.8〉	〈5.9〉	〈5.1〉	〈4.4〉	〈4.3〉

※　「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。
※　夫婦子１人の３人世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯（会社、団体の役員を除く）について、総所得階級第１・十分位に属する世帯に係る集計。
※　＜＞内は各集計結果にかかる標準誤差。｜[平均の差]｜＞1.96×[標準誤差]の場合に表中に＊印をつけている。

第59回生活保護基準部会における主な意見①

【社会的必需項目の選定方法について】

○　社会的必需項目に該当するかを確認する際に参照した2023年「大人の必需品に関する調査」は、インターネット調査であるなど、調査方法により結果に偏りが生じる可能性があることには留意が必要。

○　50%以上の回答者が必要であると回答したものを機械的に社会的必需項目とするのではなく、例えば40%以上の場合も試行的に確認するなど、項目の選定基準そのものを吟味すべき。

○　本当に必需性が高いものほど優先的に支出するため、「金銭的理由で持っていない」という条件だけではかえって実態を捉えにくい可能性がある。別の調査で必需性が確認できているのであれば、金銭的理由か否かを問わず、「持っていない・不足している」状態を把握することも考えられる。

○　友人との交流などは衣食住とは異なり、経済的に苦しくなると「真っ先に切られやすい」可能性があり、それが貧困の連鎖や人的資本形成にも関係し得るため、物質的項目とは別の観点で慎重に見るべき。「生活と支え合い調査」等の活用も考えられる。

○　友人等に会うための交通費は社会的必需項目として取り上げ、充足状況を確認すべき。また、生活保護世帯について、冠婚葬祭への出席や相談相手の有無などにも着目し、社会的孤立の問題を継続的に検討すべき。

○　50%基準を機械的に適用すると社会参加・人との交流が1項目しか残らず、生活の社会的・文化的側面を十分把握できない。冠婚葬祭等を中核的な必需項目とは別の補完的な参照指標として残すことや、社会参加・人とのつながりを別立てで把握する方法も考えられる。

第59回生活保護基準部会における主な意見②

【社会的必需項目の評価方法について】

○　例えば「医者にかかれる」と「歯医者にかかれる」のように類似した項目をそれぞれ1点とすると、特定の領域のみ実質的に重い評価になり得るため、各項目を同じウエイトで合計してよいのか精査が必要。

○　「生存に不可欠なもの」と「人間らしい生活に必要なもの」を単純に同じ1項目として数えると実態が見えにくくなるとして、社会的項目などを領域別に見る、または個々の項目を確認する方が望ましい。

○　社会参加は物品の不足とは性質が異なるため、単純に合計点に入れず、独立した領域指標として扱うこととしてはどうか。

○　指標を一時点だけ見ても評価は難しい。中位所得層、第1・十分位、生活保護世帯等を比較し、それぞれの時系列変化を見る方法が考えられる。比較対照群での変化の差を見ることで、消費とは別のチェックができるのではないか。

○　指標が悪化した場合に生活扶助基準の検証上どう解釈するのかをあらかじめ考えておく必要がある。不足項目数の値を示すだけでは、それが「非常にまずい状態」なのか判断できないため、長期的には何をもって赤信号とするかという判断基準の検討が必要。

【社会的必需項目による指標を参照する意義について】

○　今回作成する指標を参照する意義は、従来型の「絶対的な底割れ」をチェックすることというより、「相対的剥奪や社会的排除の程度が進んでいないか」をチェックすることと整理した方が、目的と指標が整合する。

○　最低生活を考える際には金額や水準の高低だけでなく、「人間の尊厳に値する生活か」という視点が重要であり、人との交流やソーシャル・インクルージョンの議論もこの観点と関係する。

社会的必需項目の更新の検討①

社会的必需項目を定期検証で参照するための検討の流れ（案）

赤字は第59回資料からの変更点

①最近の調査結果（2023年「大人の必需品に関する調査」（※）により社会的必需項目であると判定される項目（50%以上の回答者が必要であると回答したもの）の確認。

②生活扶助基準検証の参考として参照する社会的必需項目を選定する際の考え方や基準の検討。

③社会的必需項目の評価方法、検証に当たっての参照方法の検討。

※　阿部彩（2026）「一般市民の社会的必需品に関する意識：属性分析と経年変化」『人文学報』No.522-3, p.55-67.

第59回生活保護基準部会における委員意見を踏まえた社会的必需項目の選定方法の検討

＜確認事項＞

○　2023年に「大人の必需品に関する調査」により、50%以上の回答者が必要であると回答した項目を社会的必需項目の候補として検討したが、40%以上の回答者が必要であると回答した項目について補足的に確認する。

作業内容

○　2023年「大人の必需品に関する調査」により、40%以上の回答者が必要であると回答した項目であって、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査において把握できる項目を確認する。

社会的必需項目の更新の検討②

これまでの定期検証で参照していた社会的必需項目（13項目）

○　平成29年検証において、各世帯がどの程度、相対的剥奪状態（社会生活を送るに当たり、必要な資源の不足のために、一般社会で許容される生活水準が保てない状態）にあるかを測るため、社会的必需項目を選定。

○　「2011年暮らしに関する意識調査」の調査結果より、50%以上の回答者が必要であると回答したものを抽出し、平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の質問項目の中で、上記の社会的必需項目に合致する一部の13項目を選定。

2011年暮らしに関する意識調査	調査の対象	調査会社にモニターとして登録されている20歳以上の者3,000人を対象に調査。 全体の有効回答は1,516人、有効回答率は50.6%
	調査方法、実施時期	メールによる調査、2011年５月に実施

○　令和４年検証においては、社会的必需項目について、金銭的に余裕がないことで不足している割合が、夫婦子１人世帯の年収階級第１・十分位で大きく変化していないかを参考として参照していた。

先行研究「2011暮らしに関する意識調査」（社会的必需品調査）結果により、社会的必需項目と判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答した項目）	必要度値（回答割合）	H28家庭の生活実態及び生活意識調査の対応質問	相対的剥奪状態に該当する回答（金銭的に余裕がないことを理由にできないと回答したものを相対的剥奪状態と整理）
食事の頻度（1日2回以上）	89%	Q1－1	金銭的に余裕がないから
肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日）	75%	Q1－2	金銭的に余裕がないから
野菜の摂取の頻度（1日1回以上）	75%	Q1－3	金銭的に余裕がないから
新しい下着の購入の頻度（1年に1回以上）	60%	Q1－7	ほとんど購入しない
必要な時に医者にかかれること	95%	Q1－9（1）	金銭的余裕がないから
必要な時に歯医者にかかれること	93%	Q1－9（2）	金銭的余裕がないから
炊飯器の保有	75%	Q2（4）	金銭的に余裕がないから
電気掃除機の保有	69%	Q2（10）	金銭的に余裕がないから
電話（固定電話）の保有	66%	Q2（15）	金銭的に余裕がないから
携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有	66%	Q2（16）	金銭的に余裕がないから
親戚の冠婚葬祭への出席	53%	Q3−4	金銭的に余裕がないから
急な出費への対応	57%	Q5−3	できない
生命保険等の加入（死亡・障害・病気など）	58%	Q5−6	金銭的に余裕がないから

社会的必需項目の更新の検討③

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認内容

○　2023年「大人の必需品に関する調査」においては、先行研究、ＥＵ（欧州連合）にて用いられている剥奪指標の構成項目などから選んだ68項目について、「現在の日本の社会において、ある家庭が、普通に生活するためには、最小限どのようなものが必要だと思いますか。」という質問を設定。

○　回答の選択肢は、（A)必要である、（B）あったほうがよいが、なくてもよい、（C)必要ではない、の３つを設定し、（A)を回答した割合をその項目の「支持率」とされている。

大人の必需品に関する調査	調査の対象	調査会社にモニターとして登録されている20歳以上の者2,000人を対象に調査。 年齢階層（10歳ごと）および性別による人口分布に合わせて割付された回収数にて総数2,000となるまで実施。（有効サンプル1,923）
	調査方法、実施時期	インターネット調査、2023年２月に実施

○　2023年「大人の必需品に関する調査」を実施した調査研究事業において、68項目は以下の生活上の機能別に分けて集計されている。

機能	
情報とコミュニケーション	情報を得たり、他者とのコミュニケーションをとることができる
身だしなみ	寒暖から身を守り、かつ社会において恥ずかしくない身だしなみを整える
栄養	健康を保つための栄養を摂ることができる
住宅	快適な住居で過ごすことができる
移動	自由に移動することができる
保障	病気や高齢・失業などの緊急時に備える
社会的活動	他者と交流したり、つながる
教養娯楽	自分の趣味や楽しみを持つことができる

○　2023年「大人の必需品に関する調査」による68項目の支持率と「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）」における対応する質問項目の有無について、P10～13において上記の８つの機能別に整理した。

社会的必需項目の更新の検討④

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

○　2023年「大人の必需品に関する調査」の項目ごとの支持率と「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」（令和４年・令和７年）の質問項目（調査票は参考資料１）の有無の対応関係は、P10～13のとおり。
　なお、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の各項目は、特に注記がない限り、できない・保有していない理由として、「金銭的に余裕がないから」を把握することが可能。

<情報とコミュニケーション：５項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
インターネット接続環境	79.7%	Q4-5	自宅でのパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどによるインターネット利用
テレビ	66.2%	Q2	テレビの保有状況
家族の大人に1人１台の携帯電話	66.1%	Q2	スマートフォン、携帯電話（PHSを含む、スマートフォンは除く）の保有状況
コンピューター（パソコン）	55.4%	Q2	パソコンもしくはタブレット端末の保有状況
自宅の電話（固定電話・携帯電話）	48.1%	Q2	スマートフォン、携帯電話（PHSを含む、スマートフォンは除く）の保有状況

※　「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の質問は、厳密には「大人の必需品に関する調査」の質問内容とは異なるが、類似する質問についても記載している。（以下同じ。）

<身だしなみ：８項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
洗濯機	89.3%	Q2	洗濯機の保有状況
冬用のコート	75.4%		
自宅用の普段着	74.6%		
ヘアドライヤー	63.4%		
新しい下着（１年に１回以上）	62.8%	Q1-6	過去１年間に、生活費が足りなくて家族が必要とする下着を買えないことがあったか
理髪店・美容院にかかる費用（男性月１回、女性2か月１回）	53.8%		
就職・仕事用のスーツ	44.6%		
晴れ着・礼服	41.6%	Q1-7	晴れ着または礼服を持っているか

※　Q1-6下着を買えないことがあった理由は把握していないが、令和４年調査から「生活費が足りなくて」買えなかったことがあったかを質問する内容となっている。

社会的必需項目の更新の検討⑤

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

＜栄養：７項目＞

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
冷蔵庫／冷凍庫	91.8%	Q2	冷蔵庫の保有状況
１日２回以上の食事（大人の場合）	84.1%	Q1-1	１日2回（２食）以上の食事
電子レンジ	83.0%	Q2	電子レンジの保有状況
野菜（１日１回以上）	81.6%	Q1-3	１日１回は、野菜を食べているか
肉・魚・豆腐などのタンパク質（毎日）	81.0%	Q1-2	2日に１回は、肉、魚、卵などタンパク質を摂っているか
炊飯器	75.9%	Q2	炊飯器の保有状況
果物（１日１回以上）	39.7%		

＜移動：４項目＞

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
バスや電車の料金（長距離を除く）	54.7%		
自家用車	49.0%	Q2	自動車の保有状況
自転車	30.8%		
オートバイまたはスクーター	7.5%		

＜保障：７項目＞

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
必要な時に医者にかかれること	87.7%	Q1-10	必要な時に医者にかかれること
必要な時に歯医者にかかれること	83.6%	Q1-12	必要な時に歯医者にかかれること
急な出費のための貯蓄（50,000円以上）	77.6%	Q6-2	病気や事故などの急な出費に対応することができるか
年金保険料の支払い／年金受給	75.0%		
毎月の貯金	67.9%	Q6-3	月々または定期的な貯蓄をしているか
風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬	62.2%		
生命保険等（死亡・障害・病気など）	56.9%	Q6-5	生命保険（損害保険を除く）に加入しているか

※　Q6-2の急な出費への対応、Q6-3の定期的な貯蓄については、できない理由を把握していない。

社会的必需項目の更新の検討⑥

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

＜社会的活動：６項目＞

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
友人・家族・親戚に会うための交通費	52.1%	Q3-2	親族や友人に連絡を取りたいのにほとんど連絡が取れない、または会いたいのにほとんど会えないことがあったか
親戚の冠婚葬祭への出席（ご祝儀等を含む）	41.3%	Q3-4	親族の冠婚葬祭に出席するか
家族・友人・知人などへのお土産やお祝い品（1年に１回以上）	34.4%	(Q7-8)	(中学生以下の子供がいる場合、子供の誕生日を祝うか)
趣味やスポーツを通じた交流の機会	25.0%	Q4-3	趣味やスポーツ、ボランティア活動を通じた交流の機会（習い事やクラブ活動、地域の集いなど）
職場の飲み会などへの参加費用	17.7%		
町内会・子供会・老人会・婦人会などへの参加	11.4%	Q4-3	趣味やスポーツ、ボランティア活動を通じた交流の機会（習い事やクラブ活動、地域の集いなど）

＜教養娯楽・自分のためのお金：11項目＞

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
家族のためでなく、自分のために使えるお金（週1,000円以上）	74.9%		
本（中古本も含む）	38.1%	(Q7-9)	(中学生以下の子供がいる場合、子供の本や雑誌を買っているか)
DVD・ブルーレイ・ビデオなどの映像機器	35.5%		
１泊以上の国内家族旅行（１年に１回以上）	35.0%	Q4-1	泊まりがけの旅行（帰省を含む）をしているか
本・DVDなど教養娯楽に使えるお金（3,000円以上）	32.9%		
外食（月に２，３回以上）	29.4%	Q4-2	外食を楽しむ機会があるか
お正月のお祝い（門松、おせち料理等）	25.2%		
カメラ（デジタルカメラも含む）	22.8%		
映画・演劇・コンサート・美術館に行く費用（月に１回以上）	22.6%	Q4-4	過去１年の間に、映画館・劇場・コンサート・美術館に行く機会
オーディオ機器（ステレオセット、CD/MDなど）	19.2%		
携帯用音楽プレーヤー（iPodなど）	14.1%		

社会的必需項目の更新の検討⑦

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

＜住宅：20項目＞

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
冷房・暖房（ルームエアコン）	84.6%	Q2	ルームエアコンの保有状況
公共料金（ガス・水道・電気など）の支払い	83.2%		
家族専用の浴室（お風呂・シャワー）	81.0%	Q5	世帯専用の浴室
カーテンまたはブラインド	80.9%		
家族人数分のベッドまたは布団	80.0%	Q5	全員に十分なふとん（ベッドを含む）がある
掃除機	79.5%	Q2	電気掃除機の保有状況
家族専用のトイレ	78.3%	Q5	世帯専用のトイレ
家族専用の炊事場（キッチン）	78.3%	Q5	世帯専用の台所
日光が入る部屋	77.3%	Q5	周辺の環境が悪い（騒音が激しい、日当たりが悪いなど）
湯沸かし器（台所、洗面所）	74.7%	Q2	給湯器の保有状況
家族全員が座れる食卓	61.3%	Q2	家族全員が座れる食卓の保有状況
家賃の支払い	61.2%		
火災報知器	60.9%		
家財に対する火災保険	59.6%		
家の中で１人になれる場所	56.4%		
複数の寝室（２人以上世帯の場合）	49.9%		
別々の部屋にある寝室と食卓	40.9%	Q5	寝室と食事をする部屋が分かれている
ベランダまたは庭	36.5%		
ソファ・長椅子などリラックスできる椅子	34.9%		
温水洗浄便座	46.0%		

※１　Q5の住まいの状況に関する質問項目については、不足している理由を把握していない。

※２　ピンクの項目は、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」に対応する項目があるが、住宅環境に関するものであり、住宅扶助により対応される項目。

社会的必需項目の更新の検討⑧

赤字は第59回資料からの変更点

○　2023年「大人の必需品に関する調査」において支持率が50%以上であって、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の質問項目となっている項目は、以下の22項目（オレンジの項目は新規で追加となる項目）。支持率が40%以上とした場合、緑の３項目が追加となる。　※　住宅の項目について住宅環境に関する項目（P13のピンクの項目）は除外。

	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年・令和７年）	
情報とコミュニケーション（４項目）	Q4-5	自宅でのパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどによるインターネット利用
	Q2	テレビの保有状況
	Q2	スマートフォン、携帯電話（PHSを含む、スマートフォンは除く）の保有状況
	Q2	パソコンもしくはタブレット端末の保有状況
身だしなみ（3項目）	Q2	洗濯機の保有状況
	Q1-6	過去１年間に、生活費が足りなくて家族が必要とする下着を買えないことがあったか
	Q1-7	晴れ着または礼服を持っているか
栄養（６項目）	Q2	冷蔵庫の保有状況
	Q1-1	１日2回（２食）以上の食事
	Q2	電子レンジの保有状況
	Q1-3	１日１回は、野菜を食べているか
	Q1-2	2日に１回は、肉、魚、卵などタンパク質を摂っているか
	Q2	炊飯器の保有状況
移動（１項目）	Q2	自家用車
保障（５項目）	Q1-10	必要な時に医者にかかれること
	Q1-12	必要な時に歯医者にかかれること
	Q6-2	病気や事故などの急な出費に対応することができるか
	Q6-3	月々または定期的な貯蓄をしているか
	Q6-5	生命保険（損害保険を除く）に加入しているか
社会的活動（2項目）	Q3-2	親族や友人に連絡を取りたいのにほとんど連絡が取れない、または会いたいのにほとんど会えないことがあったか
	Q3-4	親族の冠婚葬祭への出席
住宅（４項目）	Q2	ルームエアコンの保有状況
	Q5	全員に十分なふとん（ベッドを含む）がある
	Q2	電気掃除機の保有状況
	Q2	家族全員が座れる食卓の保有状況

社会的必需項目の更新の検討⑨

赤字は第59回資料からの変更点

生活扶助基準の検証に当たって参考指標として参照する社会的必需項目選定の考え方（基準）

＜確認事項＞

○　生活扶助基準の検証において、一般低所得世帯が比較する集団として適切かを確認するための参考として社会的必需項目を参照するに当たって、普通の生活をするために最小限必要と回答した人の割合が50%以上であることのほか、どのような考え方（基準）で社会的必需項目を選定することが考えられるか。例えば、EUの物質的・社会的剥奪に関する指標（※）も参考に以下のような観点で項目を絞ることは考えられるか。

①　中位所得層と低所得層で、一定程度充足状況に差がある項目は、所得が低いほど社会的必需項目の充足に問題が生じやすい項目として、参照する意味があるのではないか。

②　社会的必需項目のうち、金銭的な理由で不足している場合において「生活が大変苦しい」と答える割合が多い項目は、最低限度の生活に必要な項目と関連が強いと考えられるのではないか。

※　EUの「深刻な物質的・社会的剥奪率（Severe Material and Social Deprivation Rate: SMSD）」は、適切な生活を送るために必要かつ望ましいとされる財やサービス、社会活動を、経済的理由により利用・享受できない状態を示す EU-SILC（EU所得・生活状況調査）の指標であり、貧困および社会的排除に関するEUの2030年目標において定義される「貧困または社会的排除のリスク率（AROPE）」を構成する指標の一つとなっている。

○　上記のほか、生活扶助基準検証の参考として参照する社会的必需項目を選定する際の考え方や、基準としてどのようなことが考えられるか。

作業内容

○　令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、支持率が50%以上の社会的必需項目（22項目）について、金銭的な理由で不足している割合が所得や生活意識（主観的な生活困難感）によって差があるかを確認する。支持率が40%以上とした場合に該当する３項目（「晴れ着または礼服の保有」、「自家用車の保有」「親族の冠婚葬祭への出席」についても同様に確認する。

社会的必需項目の更新の検討⑩

赤字・赤枠囲みは第59回資料からの変更点

○　2023年「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が40%以上の項目について、令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」により、「金銭的な理由で不足している割合」及び「理由を問わず、不足している割合」が中位所得層と低所得層で違いがあるか確認した。

※　所得分位別の数値は、２～５人世帯の勤労者世帯について、世帯人数毎に所得分位階級を設定して各分位に該当する世帯を集計したもの。なお、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査は一般世帯の調査対象を国民生活基礎調査の調査世帯から抽出しているため、同調査から各世帯の総所得の情報を取得した。

社会的必需品に関する項目（2023「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が40%以上の項目）		所得第３・五分位（N数：1,016）			所得第１・十分位（N数：509）			金銭的理由による不足割合のポイント差（第１・十分位ー第３・五分位）			理由を問わず、不足している割合のポイント差（第１・十分位ー第３・五分位）		
		できる・保有している割合	金銭的理由による不足割合		できる・保有している割合	金銭的理由による不足割合		ポイント差	p値	１%有意	ポイント差	p値	１%有意
情報とコミュニケーション	インターネット	96.4%	0.2%	〔0.1%〕	85.1%	4.5%	〔1.0%〕	4.3%pt 〔1.0%〕	0.000	○	11.4%pt 〔1.9%〕	0.000	○
	テレビ	98.6%	0.0%	〔0.0%〕	97.0%	0.3%	〔0.3%〕	0.3%pt 〔0.3%〕	0.254		1.5%pt 〔0.9%〕	0.102	
	スマートフォン・携帯電話	99.3%	0.0%	〔0.0%〕	97.6%	0.3%	〔0.3%〕	0.3%pt 〔0.3%〕	0.262		1.8%pt 〔0.8%〕	0.030	
	パソコンもしくはタブレット端末	87.4%	1.4%	〔0.4%〕	73.3%	5.5%	〔1.1%〕	4.1%pt 〔1.2%〕	0.001	○	14.1%pt 〔2.5%〕	0.000	○
身だしなみ	洗濯機	99.7%	0.0%	〔0.0%〕	99.0%	0.2%	〔0.2%〕	0.2%pt 〔0.2%〕	0.432		0.8%pt 〔0.5%〕	0.139	
	家族が必要とする下着	94.9%	5.1%	〔0.8%〕	76.8%	23.0%	〔2.1%〕	17.9%pt 〔2.2%〕	0.000	○	18.0%pt 〔2.2%〕	0.000	○
	晴れ着または礼服	94.0%	2.4%	〔0.5%〕	84.5%	7.6%	〔1.3%〕	5.2%pt 〔1.4%〕	0.000	○	9.5%pt 〔2.0%〕	0.000	○
栄養	冷蔵庫	99.7%	0.0%	〔0.0%〕	99.3%	0.0%	〔0.0%〕	0.0%pt 〔0.0%〕			0.5%pt 〔0.5%〕	0.287	
	１日２回以上の食事	98.9%	0.1%	〔0.1%〕	95.7%	2.5%	〔0.8%〕	2.4%pt 〔0.8%〕	0.002	○	3.2%pt 〔1.1%〕	0.003	○
	電子レンジ	99.3%	0.0%	〔0.0%〕	97.9%	0.3%	〔0.3%〕	0.3%pt 〔0.3%〕	0.263		1.4%pt 〔0.8%〕	0.059	
	１日１回の野菜	97.6%	0.4%	〔0.2%〕	93.8%	3.6%	〔0.9%〕	3.2%pt 〔0.9%〕	0.001	○	3.7%pt 〔1.3%〕	0.004	○
	２日に１回のたんぱく質	98.7%	0.3%	〔0.2%〕	95.3%	3.9%	〔1.0%〕	3.6%pt 〔1.0%〕	0.000	○	3.4%pt 〔1.1%〕	0.002	○
	炊飯器	96.9%	0.2%	〔0.2%〕	97.2%	0.2%	〔0.2%〕	-0.1%pt 〔0.3%〕	0.758		-0.2%pt 〔1.0%〕	0.815	
保障	必要な時に医者にかかれる	95.3%	1.8%	〔0.5%〕	88.7%	7.1%	〔1.4%〕	5.4%pt 〔1.5%〕	0.000	○	6.6%pt 〔1.9%〕	0.000	○
	必要な時に歯医者にかかれる	88.2%	2.1%	〔0.5%〕	80.9%	9.3%	〔1.6%〕	7.2%pt 〔1.7%〕	0.000	○	7.3%pt 〔2.4%〕	0.003	○
	急な出費への対応	85.2%	14.3%	〔1.2%〕	62.1%	36.2%	〔2.4%〕	21.9%pt 〔2.7%〕	0.000	○	23.1%pt 〔2.7%〕	0.000	○
	月々または定期的な貯蓄	52.6%	46.6%	〔1.7%〕	31.7%	66.2%	〔2.3%〕	19.6%pt 〔2.9%〕	0.000	○	20.8%pt 〔2.9%〕	0.000	○
	生命保険	91.5%	2.3%	〔0.5%〕	80.8%	11.9%	〔1.6%〕	9.6%pt 〔1.7%〕	0.000	○	10.8%pt 〔2.2%〕	0.000	○
社会的活動	親族や友人に連絡を取るまたは会う	76.0%	1.1%	〔0.4%〕	71.4%	4.0%	〔1.0%〕	2.9%pt 〔1.0%〕	0.005	○	4.7%pt 〔2.7%〕	0.084	
	親族の冠婚葬祭	95.3%	1.0%	〔0.4%〕	90.0%	2.2%	〔0.7%〕	1.1%pt 〔0.8%〕	0.157		5.3%pt 〔1.7%〕	0.002	○
住宅	ルームエアコン	95.7%	0.6%	〔0.3%〕	89.7%	5.1%	〔1.1%〕	4.6%pt 〔1.1%〕	0.000	○	6.0%pt 〔1.7%〕	0.000	○
	家族全員の十分なふとん	98.4%	1.4%	〔0.4%〕	96.2%	3.0%	〔0.8%〕	1.6%pt 〔0.9%〕	0.086		2.2%pt 〔1.0%〕	0.032	
	電気掃除機	99.0%	0.0%	〔0.0%〕	97.3%	0.3%	〔0.3%〕	0.3%pt 〔0.3%〕	0.272		1.6%pt 〔0.9%〕	0.065	
	家族全員が座れる食卓	95.7%	0.5%	〔0.3%〕	93.1%	1.2%	〔0.5%〕	0.6%pt 〔0.6%〕	0.272		2.7%pt 〔1.4%〕	0.065	
移動	自家用車	93.1%	2.0%	〔0.5%〕	86.2%	3.8%	〔1.0%〕	1.8%pt 〔1.1%〕	0.085		6.9%pt 〔1.9%〕	0.000	○

※１　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年）の特別集計により、拡大乗数を加味して集計したもの。
※２　〔〕内の数値は各集計値に係る標準誤差であり、p値はカイ二乗検定による結果を表す。
※３　「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず、不足していると回答した場合、金銭的な理由により「ない・持っていない」世帯として集計を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑪

赤字・赤枠囲みは第59回資料からの変更点

○　2023年「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が40%以上の項目について、令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」により、「金銭的な理由で不足している割合」及び「理由を問わず、不足している割合」が「生活意識が普通」の世帯と「生活意識が大変苦しい」世帯で違いがあるか確認した。

社会的必需品に関する項目（2023「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が40%以上の項目）		生活意識（普通）（N数：2,207）		生活意識（大変苦しい）（N数：978）		金銭的理由による不足割合のポイント差（大変苦しい－普通）			理由を問わず、不足している割合のポイント差（普通－大変苦しい）		
		できる・保有している割合	金銭的理由による不足割合	できる・保有している割合	金銭的理由による不足割合	ポイント差	p値	１%有意	ポイント差	p値	１%有意
情報とコミュニケーション	インターネット	95.9%	0.1%〔0.1%〕	91.3%	2.5%〔0.5%〕	2.4%〔0.6%〕	0.000	○	4.5%〔1.1%〕	0.000	○
	テレビ	98.7%	0.1%〔0.1%〕	96.9%	0.2%〔0.2%〕	0.1%〔0.2%〕	0.499		1.8%〔0.7%〕	0.008	○
	スマートフォン・携帯電話	99.1%	0.0%〔0.0%〕	98.7%	0.2%〔0.2%〕	0.2%〔0.2%〕	0.163		0.4%〔0.5%〕	0.351	
	パソコンもしくはタブレット端末	89.3%	0.4%〔0.1%〕	80.5%	5.7%〔0.8%〕	5.3%〔0.8%〕	0.000	○	8.8%〔1.6%〕	0.000	○
身だしなみ	洗濯機	99.8%	0.0%〔0.0%〕	99.2%	0.1%〔0.1%〕	0.1%〔0.1%〕	0.420		0.7%〔0.3%〕	0.054	
	家族が必要とする下着	99.1%	0.8%〔0.2%〕	75.9%	23.8%〔1.5%〕	23.0%〔1.5%〕	0.000	○	23.2%〔1.5%〕	0.000	○
	晴れ着または礼服	96.7%	0.3%〔0.1%〕	85.4%	9.0%〔1.0%〕	8.6%	0.000	○	11.4%〔1.3%〕	0.000	○
栄養	冷蔵庫	99.8%	0.0%〔0.0%〕	99.2%	0.0%〔0.0%〕	0.0%〔0.0%〕			0.6%〔0.3%〕	0.078	
	１日２回以上の食事	99.3%	0.0%〔0.0%〕	96.2%	1.3%〔0.4%〕	1.3%〔0.4%〕	0.001	○	3.1%〔0.7%〕	0.000	○
	電子レンジ	99.4%	0.0%〔0.0%〕	98.9%	0.2%〔0.1%〕	0.2%〔0.1%〕	0.250		0.5%〔0.4%〕	0.194	
	１日１回の野菜	98.1%	0.0%〔0.0%〕	93.9%	2.6%〔0.6%〕	2.6%〔0.6%〕	0.000	○	4.2%〔0.9%〕	0.000	○
	２日に１回のたんぱく質	99.5%	0.0%〔0.0%〕	95.9%	2.9%〔0.6%〕	2.9%〔0.6%〕	0.000	○	3.6%〔0.7%〕	0.000	○
	炊飯器	97.7%	0.0%〔0.0%〕	98.0%	0.1%〔0.1%〕	0.1%〔0.1%〕	0.413		-0.3%〔0.6%〕	0.650	
保障	必要な時に医者にかかれる	97.8%	0.2%〔0.1%〕	86.5%	8.8%〔1.1%〕	8.7%〔1.1%〕	0.000	○	11.3%〔1.3%〕	0.000	○
	必要な時に歯医者にかかれる	93.9%	0.1%〔0.1%〕	76.3%	12.1%〔1.2%〕	12.0%〔1.3%〕	0.000	○	17.7%〔1.7%〕	0.000	○
	急な出費への対応	96.1%	3.5%〔0.4%〕	56.5%	42.4%〔1.7%〕	38.8%〔1.8%〕	0.000	○	39.5%〔1.8%〕	0.000	○
	月々または定期的な貯蓄	61.7%	37.1%〔1.2%〕	32.1%	66.3%〔1.7%〕	29.2%〔2.0%〕	0.000	○	29.6%〔2.0%〕	0.000	○
	生命保険	92.6%	1.3%〔0.3%〕	85.3%	10.2%〔1.1%〕	9.0%〔1.1%〕	0.000	○	7.3%〔1.4%〕	0.000	○
社会的活動	親族や友人に連絡を取るまたは会う	81.2%	0.2%〔0.1%〕	65.5%	5.1%〔0.8%〕	4.9%〔0.8%〕	0.000	○	15.7%〔1.9%〕	0.000	○
	親族の冠婚葬祭	97.7%	0.0%〔0.0%〕	90.7%	2.8%〔0.6%〕	2.7%	0.000	○	7.0%〔1.1%〕	0.000	○
住宅	ルームエアコン	96.5%	0.2%〔0.1%〕	92.2%	3.7%〔0.7%〕	3.5%〔0.7%〕	0.000	○	4.3%〔1.0%〕	0.000	○
	家族全員の十分なふとん	99.4%	0.4%〔0.1%〕	96.6%	2.9%〔0.6%〕	2.5%〔0.6%〕	0.000	○	2.8%〔0.7%〕	0.000	○
	電気掃除機	99.3%	0.0%〔0.0%〕	98.1%	0.4%〔0.2%〕	0.3%〔0.2%〕	0.138		1.2%〔0.5%〕	0.020	
	家族全員が座れる食卓	97.5%	0.0%〔0.0%〕	92.7%	1.5%〔0.4%〕	1.4%〔0.4%〕	0.001	○	4.8%〔1.0%〕	0.000	○
移動	自家用車	92.4%	1.3%〔0.3%〕	90.0%	4.0%〔0.7%〕	2.7%	0.000	○	2.3%〔1.2%〕	0.058	

※１　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年）の特別集計により、２～５人世帯（勤労者世帯）について拡大乗数を加味して集計したもの。
※２　〔〕内の数値は各集計値に係る標準誤差であり、p値はカイ二乗検定による結果を表す。
※３　「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず、不足していると回答した場合、金銭的な理由により不足している世帯として集計を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑫

赤字・赤枠囲みは第59回資料からの変更点

○　2023年「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が40%以上の項目について、令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」により、金銭的な理由で不足していると回答した世帯のうち、「生活意識が大変苦しい」世帯の割合を確認した。

社会的必需品に関する項目（2023「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が40%以上の項目）		「できる・保有している」世帯のうち、生活が大変苦しい割合		金銭以外の理由により不足している世帯のうち、生活が大変苦しい割合		金銭的な理由により不足している世帯のうち、生活が大変苦しい割合	
情報とコミュニケーション	インターネット	18.0%	〔0.6%〕	23.9%	〔3.1%〕	63.8%	〔9.0%〕
	テレビ	18.4%	〔0.6%〕	29.9%	〔6.4%〕	36.4%	〔24.0%〕
	スマートフォン・携帯電話	18.6%	〔0.6%〕	23.2%	〔11.2%〕	38.1%	〔21.2%〕
	パソコンもしくはタブレット端末	17.2%	〔0.6%〕	22.1%	〔2.0%〕	64.2%	〔5.8%〕
身だしなみ	洗濯機	18.6%	〔0.6%〕	34.4%	〔16.9%〕	51.3%	〔35.4%〕
	家族が必要とする下着	15.1%	〔0.6%〕	－	－	70.6%	〔2.9%〕
	晴れ着または礼服	17.0%	〔0.6%〕	25.4%	〔3.7%〕	66.3%	〔4.9%〕
栄養	冷蔵庫	18.6%	〔0.6%〕	35.4%	〔17.1%〕	0.0%	〔0.0%〕
	１日２回以上の食事	18.2%	〔0.6%〕	39.0%	〔7.0%〕	69.5%	〔12.8%〕
	電子レンジ	18.6%	〔0.6%〕	14.4%	〔6.8%〕	100.0%	〔0.0%〕
	１日１回の野菜	18.0%	〔0.6%〕	27.8%	〔5.0%〕	75.5%	〔8.5%〕
	２日に１回のたんぱく質	18.1%	〔0.6%〕	28.8%	〔9.6%〕	74.5%	〔8.0%〕
	炊飯器	18.7%	〔0.6%〕	11.9%	〔3.6%〕	24.9%	〔34.2%〕
保障	必要な時に医者にかかれる	17.2%	〔0.6%〕	29.9%	〔4.6%〕	72.8%	〔5.2%〕
	必要な時に歯医者にかかれる	16.4%	〔0.6%〕	26.7%	〔2.7%〕	72.0%	〔4.4%〕
	急な出費への対応	12.5%	〔0.6%〕	－	－	52.8%	〔2.1%〕
	月々または定期的な貯蓄	11.4%	〔0.7%〕	－	－	26.9%	〔1.0%〕
	生命保険	17.5%	〔0.6%〕	10.8%	〔2.7%〕	52.7%	〔4.3%〕
社会的活動	親族や友人に連絡を取るまたは会う	16.0%	〔0.7%〕	24.9%	〔1.5%〕	71.8%	〔6.4%〕
	親族の冠婚葬祭	17.7%	〔0.6%〕	32.0%	〔4.2%〕	72.2%	〔9.0%〕
住宅	ルームエアコン	18.0%	〔0.6%〕	19.8%	〔3.4%〕	55.6%	〔6.8%〕
	家族全員の十分なふとん	18.3%	〔0.6%〕	－	－	50.6%	〔7.2%〕
	電気掃除機	18.5%	〔0.6%〕	26.1%	〔8.5%〕	52.3%	〔17.6%〕
	家族全員が座れる食卓	17.9%	〔0.6%〕	33.6%	〔4.5%〕	72.1%	〔11.6%〕
移動	自家用車	18.3%	〔0.6%〕	16.4%	〔2.9%〕	34.2%	〔6.1%〕

※１　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和４年）の特別集計により、２～５人世帯（勤労者世帯）について拡大乗数を加味して集計したもの。
※２　〔〕内の数値は各集計値に係る標準誤差である。
※３　「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず、不足していると回答した場合、金銭的な理由により「ない・持っていない」世帯として集計を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑬

赤字は第59回資料からの変更点

○　社会的必需項目22項目（オレンジ色の項目は新規で追加となる項目）及び支持率40%以上の場合に追加となる３項目（緑色の項目）について、金銭的な理由により不足している割合が、所得や生活意識によって有意差があるか確認した結果は、以下の表のとおり。

○　仮に、社会的必需項目22項目について、所得または生活意識との関連が有意でない項目を除外する場合、合計13項目が残ることになる。

○　支持率40%以上かつ所得・生活意識の双方で有意差ありとした場合に、追加される項目は「晴れ着または礼服」のみであるが、支持率50%以上の項目を社会的必需項目選定の基準とすることでよいか。

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査			所得に関する有意差あり（中位所得と低所得層で比較）	生活意識に関する有意差あり（生活が「大変苦しい」と「普通」で比較）	所得と生活意識の双方で有意差あり
情報とコミュニケーション	Q4-5	インターネット	○	○	○
	Q2	テレビ	×	×	
	Q2	スマートフォン・携帯電話	×	×	
	Q2	パソコンもしくはタブレット端末	○	○	○
身だしなみ	Q2	洗濯機	×	×	
	Q1-6	家族が必要とする下着	○	○	○
	Q1-7	晴れ着または礼服	○	○	○
栄養	Q2	冷蔵庫	×	×	
	Q1-1	１日２回以上の食事	○	○	○
	Q2	電子レンジ	×	×	
	Q1-3	１日１回の野菜	○	○	○
	Q1-2	２日に１回のたんぱく質	○	○	○
	Q2	炊飯器	×	×	
保障	Q1-10	必要な時に医者にかかれる	○	○	○
	Q1-12	必要な時に歯医者にかかれる	○	○	○
	Q6-2	急な出費への対応	○	○	○
	Q6-3	月々または定期的な貯蓄	○	○	○
	Q6-5	生命保険	○	○	○
社会的活動	Q3-2	親族や友人に会うための交通費	○	○	○
	Q3-4	親族の冠婚葬祭	×	○	
住宅	Q2	ルームエアコン	○	○	○
	Q5	家族全員の十分なふとん	×	○	
	Q2	電気掃除機	×	×	
	Q2	家族全員が座れる食卓	×	○	
移動	Q2	自家用車	×	○	

※１　「○」は１%水準で統計的に有意な差が認められた項目、「×」は有意な差が認められなかった項目を示す。

※２　「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず不足している割合について検定を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑭

赤字は第59回資料からの変更点

社会的必需項目の評価方法

＜確認事項＞

○　社会的必需項目については、個々の項目の状況を見ることに加え、該当する項目の不足状況を総合的に評価することが考えられるが、どのような方法が考えられるか。「似た項目を複数入れることで特定領域が過大評価される」という問題を客観的な方法により改善する方法はあるか。

作業内容

○　令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、以下の２つの方法により、社会的必需項目の不足状況を総合的に把握する。

①　社会的必需項目が経済的な理由で不足している世帯の割合を該当項目数別に把握する。
経済的な理由に限らず不足している世帯の割合についても補足的に確認する。

（参考）EUにおける物質的・社会的剥奪の判定方法
13項目について、「経済的理由で欠いている」項目数により、物質的・社会的剥奪に該当するか判定されている。
・５項目以上：物質的・社会的剥奪（Material and Social Deprivation（MSD））
・７項目以上：深刻な物質的・社会的剥奪（Severe Material and Social Deprivation（SMSD））

②　大人の必需品に関する調査における各項目の支持率（必要と回答した割合）で重み付けして、社会的必需項目に該当する項目の総合的な指標を算出する。

（参考）平成29年生活保護基準部会における指標の算出方法
①　平成28年家庭の生活実態及び生活意識調査項目のうち、社会的必需項目に対して、金銭的に余裕ないことを理由にできないと回答したものについて、該当項目につき１点を加算。
②　社会的必需品調査において、必要と回答した割合を上記で算出した点数に乗じて重み付けした上で、指標を算出。
例）「食事の頻度」と「炊飯器の保有」が金銭的に余裕がないことを理由にできていない又は保有していないと回答
指標　（１点×0.89＋１点×0.75）×100点÷9.31（社会的必需項目の回答割合の合計）＝17.62

社会的必需項目の更新の検討⑮

第59回資料から追加したスライド

作業内容（前ページの続き）

③　社会的必需項目13項目（支持率50%以上かつ所得と生活意識の双方で有意差あり）について、項目間の相関係数を確認し、相関係数が高い項目については類似している項目として、支持率が低い項目を除外した上で、前ページの②の方法（支持率により重み付け）により総合的な指標を算出する。

※　支持率50%以上の22項目のうち、所得と生活意識の双方と有意差ありに該当しない項目は、「テレビ」、「スマートフォン・携帯電話」、「洗濯機」、「冷蔵庫」、「電子レンジ」、「炊飯器」、「家族全員の十分なふとん」、「電気掃除機」、「家族全員が座れる食卓」であり、保有率の高い耐久消費財が多く該当している。

④　特定の領域が過大評価されないよう「情報とコミュニケーション」、「身だしなみ」、「栄養」、「社会的活動」などの領域（生活上の機能）ごとのウエイトを同じにした上で、社会的必需項目に該当する項目の総合的な指標を算出する。

（計算式）

$$\text{指標：} Index_d = \frac{\sum_{i \in d} w_i \left[100 \times \frac{1}{J} \sum_{j=1}^{J} \left(\frac{1}{K_j} \sum_{k=1}^{K_j} x_{ijk} \right) \right]}{\sum_{i \in d} w_i}$$

i：個人、j：領域、k：項目、d：分位

w_i：個人iのウェイト

x_{ijk}：個人iが領域jの項目kを保有していない場合は1、保有している場合0

社会的必需項目の更新の検討⑯

第59回資料から追加したスライド

社会的必需項目の評価方法　　社会的必需項目：支持率50%以上の項目

○　所得分位が低いほど社会的必需項目（支持率50%以上の22項目）が不足する割合が高くなる結果となっており、例えば、5項目以上が不足する割合は、所得階級第３・五分位で4.6%であるのに対し、所得階級第１・十分位では21.1%となっている。

○　社会的必需項目に関する指標は、所得分位が低いほど高い数値となっており、所得が低いほど社会的必需項目が不足する割合が高くなる傾向となっている。

2人以上（２～５人）勤労者世帯における所得階級別の社会的必需項目不足状況

理由を問わず、不足している項目数

	第３・五分位	第１・十分位	第２・十分位	第３・十分位	第４・十分位	第５・十分位	第６・十分位	第７・十分位	第８・十分位	第９・十分位	第10・十分位
0項目の割合	27.7%	16.1%	14.2%	25.2%	25.8%	26.1%	29.4%	34.5%	39.7%	46.7%	51.3%
１項目以上の割合	72.3%	83.9%	85.8%	74.8%	74.2%	73.9%	70.6%	65.5%	60.3%	53.3%	48.7%
２項目以上の割合	36.1%	62.2%	54.6%	49.0%	39.7%	39.1%	33.2%	29.2%	22.5%	21.0%	16.6%
３項目以上の割合	18.7%	44.7%	29.8%	25.1%	17.5%	19.7%	17.6%	12.0%	9.1%	6.4%	4.2%
４項目以上の割合	9.5%	30.5%	18.7%	11.9%	10.0%	8.9%	10.0%	6.3%	4.7%	2.5%	1.3%
５項目以上の割合	4.6%	21.1%	8.6%	6.8%	4.8%	5.5%	3.8%	3.2%	2.2%	1.2%	0.2%
６項目以上の割合	2.8%	13.1%	4.6%	4.4%	2.2%	4.1%	1.6%	1.1%	1.0%	0.9%	0.2%
７項目以上の割合	1.3%	6.9%	2.4%	2.2%	0.9%	1.7%	0.8%	0.2%	0.2%	0.6%	0.2%
８項目以上の割合	0.6%	4.0%	0.7%	2.1%	0.7%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
９項目以上の割合	0.5%	3.2%	0.5%	1.1%	0.5%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
10項目以上の割合	0.1%	2.4%	0.3%	0.6%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
指標（※３）	6.0	11.5	8.5	7.4	6.2	6.4	5.6	4.7	4.0	3.6	2.9

※１　令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、社会的必需項目（支持率50%以上の22項目）について、理由を問わず、不足している世帯の割合を該当項目別に集計したもの。

※２　所得分位は、世帯人数毎に総所得により所得十分位階級を設定した。

※３　指標は、社会的必需項目について、不足している場合を１、不足していない場合を０とし、項目ごとの支持率で重み付けして集計したもの。すべての項目が不足している場合は、100となる値であり、値が大きいほど相対的な剥奪の度合いが大きいことを示す。

社会的必需項目の更新の検討⑰

第59回資料から追加したスライド

社会的必需項目の評価方法　　社会的必需項目：支持率50%以上かつ所得や生活意識との関係が有意な項目

○　所得分位が低いほど社会的必需項目（支持率50%以上かつ所得や生活意識との関係が有意な13項目）が不足する割合が高くなる結果となっており、例えば、5項目以上が不足する割合は、所得階級第３・五分位で2.5%であるのに対し、所得階級第１・十分位では15.4%となっている。

○　社会的必需項目に関する指標は、所得分位が低いほど高い数値となっており、所得が低いほど社会的必需項目が不足する割合が高くなる傾向となっている。

2人以上（２～５人）勤労者世帯における所得階級別の社会的必需項目不足状況

理由を問わず、不足している項目数

	第３・五分位	第１・十分位	第２・十分位	第３・十分位	第４・十分位	第５・十分位	第６・十分位	第７・十分位	第８・十分位	第９・十分位	第10・十分位
0項目の割合	38.2%	21.1%	21.9%	29.4%	35.1%	37.8%	38.6%	45.8%	52.6%	60.6%	63.9%
１項目以上の割合	61.8%	78.9%	78.1%	70.6%	64.9%	62.2%	61.4%	54.2%	47.4%	39.4%	36.1%
２項目以上の割合	26.4%	56.4%	43.9%	39.0%	31.9%	28.6%	24.2%	19.2%	14.6%	13.2%	7.2%
３項目以上の割合	13.2%	37.6%	22.6%	18.6%	13.4%	14.9%	11.4%	6.6%	5.7%	4.0%	1.7%
４項目以上の割合	5.5%	23.9%	12.8%	8.5%	6.4%	6.2%	4.8%	3.6%	2.0%	1.2%	0.5%
５項目以上の割合	2.5%	15.4%	6.0%	4.9%	1.8%	3.4%	1.5%	1.3%	1.3%	0.8%	0.2%
６項目以上の割合	0.8%	7.1%	2.0%	2.4%	1.0%	1.0%	0.6%	0.3%	0.6%	0.8%	0.2%
７項目以上の割合	0.4%	4.0%	0.6%	1.9%	0.5%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.5%	0.2%
８項目以上の割合	0.0%	2.7%	0.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
９項目以上の割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
10項目以上の割合	0.0%	0.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
指標（※３）	8.6	18.0	12.9	11.6	9.5	9.2	8.1	6.6	5.6	4.8	3.7

※１　令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、社会的必需項目（支持率50%以上かつ所得や生活意識との関係が有意な13項目）について、理由を問わず、不足している世帯の割合を該当項目別に集計したもの。

※２　所得分位は、世帯人数毎に総所得により所得十分位階級を設定した。

※３　指標は、社会的必需項目について、不足している場合を１、不足していない場合を０とし、項目ごとの支持率で重み付けして集計したもの。すべての項目が不足している場合は、100となる値であり、値が大きいほど相対的な剥奪の度合いが大きいことを示す。

社会的必需項目の更新の検討⑱

第59回資料から追加したスライド

社会的必需項目の選定・評価方法（まとめ）

○　社会的必需項目の不足状況を確認する際に、どのような指標のセットで確認するか、以下の選択肢が考えられる。
- 「支持率50%以上の項目」または「支持率40%以上の項目」を確認
- 支持率の基準を満たす「すべての項目」または「所得と生活意識の双方で有意差がある項目」
- 「理由を問わず不足する状況」または「金銭的な理由により不足する状況」を確認

○　生活扶助基準の検証に当たって参考指標として参照する社会的必需項目の不足状況の確認に当たっては、「支持率50%以上かつ所得と生活意識の双方で有意差がある項目」を社会的必需項目とし、「金銭的な理由により不足する状況」を確認することとしてはどうか。

2人以上（２～５人）勤労者世帯における所得階級別の社会的必需項目不足状況

	第３・五分位								第１・十分位							
	理由を問わず不足				金銭的な理由により不足				理由を問わず不足				金銭的な理由により不足			
	支持率50%以上		支持率40%以上		支持率50%以上		支持率40%以上		支持率50%以上		支持率40%以上		支持率50%以上		支持率40%以上	
	すべて	有意	すべて	有意	すべて	有意	すべて	有意	すべて	有意	すべて	有意	すべて	有意	すべて	有意
	22項目	13項目	25項目	14項目	22項目	13項目	25項目	14項目	22項目	13項目	25項目	14項目	22項目	13項目	25項目	14項目
0項目	27.7%	38.2%	25.6%	36.5%	48.4%	48.7%	47.6%	48.5%	16.1%	21.1%	13.9%	19.2%	25.9%	26.3%	25.7%	26.3%
1項目以上	72.3%	61.8%	74.4%	63.5%	51.6%	51.3%	52.4%	51.5%	83.9%	78.9%	86.1%	80.8%	74.1%	73.7%	74.3%	73.7%
2項目以上	36.1%	26.4%	40.0%	29.1%	14.6%	14.4%	15.4%	14.8%	62.2%	56.4%	65.2%	58.4%	42.3%	42.1%	43.2%	43.1%
3項目以上	18.7%	13.2%	22.3%	15.6%	6.5%	5.6%	7.7%	6.2%	44.7%	37.6%	48.9%	41.1%	27.5%	27.1%	28.3%	27.6%
4項目以上	9.5%	5.5%	11.9%	6.8%	2.6%	2.3%	3.1%	2.7%	30.5%	23.9%	34.3%	29.1%	15.5%	15.0%	17.4%	16.9%
5項目以上	4.6%	2.5%	6.6%	3.3%	1.4%	1.4%	1.7%	1.5%	21.1%	15.4%	26.0%	18.4%	10.9%	9.1%	12.5%	9.6%
6項目以上	2.8%	0.8%	3.4%	1.4%	0.8%	0.8%	1.0%	0.8%	13.1%	7.1%	18.9%	10.2%	6.5%	5.7%	9.3%	6.4%
7項目以上	1.3%	0.4%	1.8%	0.6%	0.3%	0.0%	0.6%	0.6%	6.9%	4.0%	11.8%	5.3%	3.7%	3.4%	5.1%	4.2%
8項目以上	0.6%	0.0%	1.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	4.0%	2.7%	7.1%	3.9%	2.4%	2.4%	3.2%	2.9%
9項目以上	0.5%	0.0%	1.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	3.2%	1.5%	4.1%	2.8%	1.5%	1.5%	2.3%	2.0%
10項目以上	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.6%	3.2%	1.8%	0.9%	0.3%	1.5%	1.4%
指標	6.0	8.6	6.0	8.4	3.3	5.5	3.2	5.4	11.5	18.0	11.6	17.5	8.0	13.4	7.7	13.1

※　表の数値の算出方法は、P22・23と同様。ただし、指標は、「金銭的な理由により不足」の場合、「金銭的な理由により不足」を1、それ以外を0として、項目ごとの支持率で重み付けして集計したもの。

社会的必需項目の更新の検討⑲

第59回資料から追加したスライド

社会的必需項目の項目間相関の確認

○　社会的必需項目13項目（支持率50%以上かつ所得と生活意識の双方で有意差あり）の項目間の相関係数が0.5を超えるのは、「１日１回の野菜」（支持率81.6%）と「２日に１回のたんぱく質」（支持率81.0%)、「必要な時に医者にかかれる」（支持率87.7%）と「必要な時に歯医者にかかれる」（支持率83.6%）の組合せとなっている。

○　例えば、相関係数0.5以上となる項目の組合せのうち、支持率がより低い方の項目（「２日に１回のたんぱく質」及び「必要な時に歯医者にかかれる」）を除外して、社会的必需項目の不足状況を確認することも考えられるか。

社会的必需項目13項目（支持率50%以上かつ所得と生活意識の双方で有意差あり）の相関係数

	インターネット	パソコンもしくはタブレット端末	家族が必要とする下着	１日２回以上の食事	１日１回の野菜	２日に１回のたんぱく質	必要な時に医者にかかれる	必要な時に歯医者にかかれる	急な出費への対応	毎月の貯蓄	生命保険	友人に会うための交通費	ルームエアコン
インターネット	1.00												
パソコンもしくはタブレット端末	0.19	1.00											
家族が必要とする下着	0.20	0.15	1.00										
１日２回以上の食事	0.15	0.08	0.19	1.00									
１日１回の野菜	0.23	0.12	0.26	0.42	1.00								
２日に１回のたんぱく質	0.18	0.13	0.27	0.42	0.56	1.00							
必要な時に医者にかかれる	0.14	0.17	0.38	0.12	0.28	0.21	1.00						
必要な時に歯医者にかかれる	0.19	0.19	0.34	0.12	0.21	0.17	0.57	1.00					
急な出費への対応	0.14	0.21	0.39	0.13	0.18	0.17	0.30	0.34	1.00				
毎月の貯蓄	0.06	0.09	0.19	0.04	0.07	0.07	0.12	0.13	0.30	1.00			
生命保険	0.11	0.13	0.18	0.10	0.16	0.11	0.17	0.22	0.26	0.15	1.00		
友人に会うための交通費	0.10	0.16	0.19	0.14	0.17	0.16	0.20	0.25	0.19	0.07	0.08	1.00	
ルームエアコン	0.17	0.23	0.11	0.13	0.16	0.12	0.12	0.14	0.15	0.06	0.06	0.08	1.00

※　令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、社会的必需項目13項目について「金銭的な理由で不足している」場合を「1」、それ以外を「0」とする回答の相関係数を拡大乗数を用いて算出したもの。

社会的必需項目の更新の検討⑳

第59回資料から追加したスライド

社会的必需項目の総合的な指標　社会的必需項目：支持率50%以上かつ所得や生活意識との関係が有意な項目

○　社会的必需項目13項目について、以下の３つの方法で総合的な指標を作成した結果の試算を行った。
※　いずれの方法もすべての項目が不足している場合は、指標の値が100となるように算出。

指標A（13項目）	社会的必需項目13項目について、各項目の支持率で重み付けをし、算出したもの。
指標B（11項目）	社会的必需項目13項目のうち、類似項目がある「２日に１回のたんぱく質」及び「必要な時に歯医者にかかれる」を除外した指標11項目について、各項目の支持率で重み付けをし、算出したもの。
指標C（13項目）	６つの領域ごとのウエイトを同じにした上で、社会的必需項目に該当する項目の総合的な指標を算出したもの。

○　どのような方法で総合的な指標を作成するのがよいか。

2人以上（２～５人）勤労者世帯における所得階級別の社会的必需項目不足状況

	第３・五分位	第１・十分位	第２・十分位	第３・十分位	第４・十分位	第５・十分位	第６・十分位	第７・十分位	第８・十分位	第９・十分位	第10・十分位
指標A	5.5	13.4	8.7	7.6	6.3	6.0	5.1	4.4	3.4	3.2	2.1
指標B	6.4	14.9	9.9	8.6	7.3	6.9	6.0	5.2	4.0	3.7	2.6
指標C	3.7	11.3	6.5	5.3	4.2	4.0	3.4	2.7	1.9	1.9	1.3

※１　令和４年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、特別集計したもの。
※２　所得分位は、世帯人数毎に総所得により所得十分位階級を設定した。

（参考）領域（生活上の機能）ごとの社会的必需項目

情報とコミュニケーション	インターネット
	パソコンもしくはタブレット端末
身だしなみ	家族が必要とする下着
栄養	１日２回以上の食事
	１日１回の野菜
	２日に１回のたんぱく質

保障	必要な時に医者にかかれる
	必要な時に歯医者にかかれる
	急な出費への対応
	月々または定期的な貯蓄
	生命保険
社会的活動	親族や友人に会うための交通費
住宅	ルームエアコン

社会参加・人とのつながりに関する状況の確認について①

○　社会参加や人とのつながりに関する状況については、社会的必需項目とは別に社会的排除の状況を確認するための参考情報として、整理し参照していくこととしてはどうか。
○　社会参加・人とのつながりに関する状況について、生活保護受給世帯と一般世帯（所得第１・十分位階級、所得第３・五分位階級）との比較ができるようなかたちで整理してはどうか。
○　社会参加・人とのつながりに関する状況について、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」で該当する項目は、他に何かあるか。（参考資料１に調査票を掲載）

2人以上（２～５人）勤労者世帯における社会参加・人とのつながりに関する状況

Ｑ３－１．あなたの世帯の家族には、同居の家族以外に、普段、会って話をしたり、手紙や電話、電子メール、SNSなどで連絡をとったりする相手がいますか。（１つに○）
相手がいる場合、その相手は誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

（%）

		生活保護世帯	一般世帯（所得第１・十分位）	一般世帯（所得第３・五分位）
1	いる	88.1	95.7	97.7
1	別居の家族・親族	56.1	73.3	80.6
2	友人	48.4	62.5	64.3
3	近所の人	20.6	23.0	26.7
4	その他	8.0	12.8	13.3
5	無回答	0.5	2.4	2.6
2	いない	11.6	4.0	2.3
無回答		0.3	0.3	－
	全体	100.0	100.0	100.0

Ｑ３－２．過去１年の間に、親族や友人に、連絡を取りたいのにほとんど連絡が取れない、または、会いたいのにほとんど会えないということがありましたか。（１つに○）

（%）

		生活保護世帯	一般世帯（所得第１・十分位）	一般世帯（所得第３・五分位）
1	あった	24.9	27.8	23.8
1	自分に時間がなかったから	1.9	7.4	4.6
2	相手の都合がつかなかったから	4.8	4.1	3.1
3	金銭的に余裕がなかったから	5.5	4.0	1.1
4	その他	12.5	12.0	14.8
5	無回答	0.1	0.4	0.3
2	なかった	74.9	71.4	76.0
無回答		0.2	0.8	0.1
	全体	100.0	100.0	100.0

※　所得第１・十分位は、２～５人世帯について、世帯人数毎に総所得による所得分位階級を設定し、第１・十分位に該当する世帯を集計 したもの。

社会参加・人とのつながりに関する状況の確認について②

2人以上（２～５人）勤労者世帯における社会参加・人とのつながりに関する状況

Ｑ３－３．あなたの世帯では、同居の家族以外に相談や悩み事をすることがありますか。（１つに○）
相談や悩み事をする場合、その相手は誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

（%）

			生活保護世帯	一般世帯（所得第１・十分位）	一般世帯（所得第３・五分位）
1	ある		65.7	70.4	75.4
		1 別居の家族・親族	40.2	55.8	61.2
		2 友人	25.9	32.1	38.3
		3 近所の人	6.9	7.9	8.8
		4 その他	9.3	5.0	5.9
		5 無回答	0.3	1.0	0.5
2	相談したいことや頼みたいことはあるが、でき		12.4	11.1	4.2
3	相談したいことや頼みたいことはない		21.4	17.9	19.9
無回答			0.5	0.6	0.5
	全体		100.0	100.0	100.0

Ｑ３－４．あなたの世帯では親族の冠婚葬祭に出席しますか。（１つに○）

（%）

			生活保護世帯	一般世帯（所得第１・十分位）	一般世帯（所得第３・五分位）
1	必ず出席する		14.5	41.0	44.5
2	たいてい出席する		35.9	49.0	50.8
3	ほとんど出席しない		21.3	6.4	3.4
		1 時間がないから	0.2	0.8	0.4
		2 出席したくないから	1.8	0.9	0.7
		3 金銭的に余裕がないから	8.3	1.3	0.6
		4 親族がいないから	2.7	0.3	0.3
		5 その他	8.0	3.1	1.4
		6 無回答	0.3	－	0.1
4	まったく出席しない		28.1	3.0	1.1
		1 時間がないから	0.4	0.0	0.0
		2 出席したくないから	2.7	0.6	0.1
		3 金銭的に余裕がないから	7.8	0.8	0.5
		4 親族がいないから	4.8	0.3	0.2
		5 その他	11.6	1.2	0.4
		6 無回答	0.8	－	0.0
無回答			0.2	0.6	0.2
	全体		100.0	100.0	100.0

社会参加・人とのつながりに関する状況の確認について③

2人以上（２～５人）勤労者世帯における社会参加・人とのつながりに関する状況

Ｑ３－５．あなたの世帯では友人・知人の冠婚葬祭に出席しますか。（１つに○）

（%）

			生活保護世帯	一般世帯（所得第１・十分位）	一般世帯（所得第３・五分位）
1	必ず出席する		6.4	19.3	19.4
2	たいてい出席する		29.1	58.8	70.1
3	ほとんど出席しない		29.0	15.2	7.9
		1 時間がないから	0.9	2.7	0.6
		2 出席したくないから	1.8	0.1	0.6
		3 金銭的に余裕がないから	13.2	3.7	0.8
		4 親族がいないから	3.1	2.3	1.3
		5 その他	9.7	5.9	4.4
		6 無回答	0.2	0.5	0.3
4	まったく出席しない		35.0	5.7	2.4
		1 時間がないから	0.5	0.0	0.0
		2 出席したくないから	2.3	0.3	0.3
		3 金銭的に余裕がないから	10.5	1.1	0.6
		4 親族がいないから	8.8	1.7	0.0
		5 その他	12.0	2.5	1.5
		6 無回答	1.1	0.0	0.0
無回答			0.5	1.1	0.2
	全体		100.0	100.0	100.0

Ｑ４－３．あなたの世帯のどなたかが、過去１年の間に、同居の家族以外と、趣味やスポーツ、ボランティア活動を通じた交流（※）をする機会はありましたか。（１つに○）
※例えば、習い事やクラブ活動、地域の集いなど。

（%）

			生活保護世帯	一般世帯（所得第１・十分位）	一般世帯（所得第３・五分位）
1	交流に参加した		23.4	47.6	60.5
2	交流に参加していない		76.2	51.5	39.2
		1 時間がなかったから	3.6	12.0	7.3
		2 したいと思わなかったから	35.9	20.3	16.1
		3 金銭的に余裕が無かったから	10.5	6.8	2.5
		4 その他	25.1	11.2	12.8
		5 無回答	1.2	1.2	0.4
無回答			0.4	0.9	0.3
	全体		100.0	100.0	100.0

社会的必需項目の生活扶助基準検証に当たっての参照方法について

○　社会的必需項目の不足状況については、前回検証から引き続き、生活扶助基準の水準の検証の際にモデル世帯としている夫婦子１人について、一般低所得世帯（年収階級第１・十分位）が比較対象として適当かどうかを確認するための参考指標として補完的に参照することとしてはどうか。

○　その際、社会的必需項目の不足状況について、中位所得層と年収階級第１・十分位との間で時系列的な変化を確認し、格差が大きく拡大しているような状況でないかを確認することを基本的な評価軸としてはどうか。

○　併せて、生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況の時系列変化も確認し、一般世帯（中位所得層や年収階級第１・十分位）と比べて異なる動きをしていないか（生活保護受給世帯のみ大きく悪化している状況にないか）を確認することとしてはどうか。

○　社会的必需項目の不足状況については、個別の項目や領域ごとの不足状況を確認し、どのような項目で不足が生じているかを確認することが重要と考えられるが、総合指標も組み合わせて、総合的に評価することが考えられるのではないか。複数の見方が同じ方向を示すかを確認し、結果の解釈を一つの指標に依存させないのがよいのではないか。

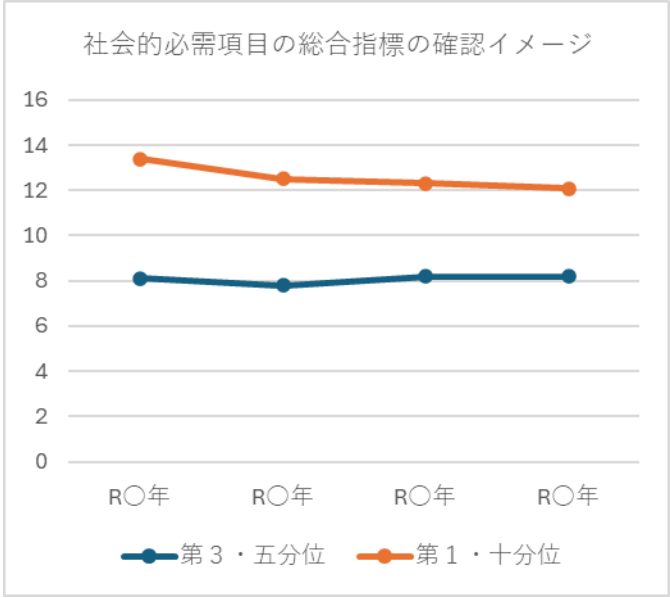
（参照するイメージ）

夫婦子１人世帯における社会的必需項目の不足割合の推移

（%）

社会的必需項目	所得第３・五分位				所得第１・十分位			
	H22	H28	R元	R４	H22	H28	R元	R４
インターネット								
パソコンもしくはタブレット端末								
家族が必要とする下着								
１日２回以上の食事								
１日１回の野菜								
２日に１回のたんぱく質								
必要な時に医者にかかれる								
必要な時に歯医者にかかれる								
急な出費への対応								
月々または定期的な貯蓄								
生命保険								
親族や友人に会うための交通費								
ルームエアコン								

※　今回の検証では、所得別の結果は、令和４年の調査結果までが参照可能。



※　令和4年調査で調査項目を一部変更しているため、同じ項目で総合指標を作成できるのは、令和４年以降となる。

社会的必需項目の不足状況を確認した結果の参照方法

○　社会的必需項目の不足状況は、統計的に「最低生活費の水準」を直接推計するものではないため、基準額そのものを算出する指標ではなく、消費実態による検証結果の妥当性を生活の質・相対的剥奪の側面から確認する補完指標として位置づけることが考えられる。

○　社会的必需項目により観察された状況に応じてどのように参照するかの考え方をあらかじめ整理することは考えられるか。例えば、以下のような整理についてどう考えるか。

観察される状況	考え方（例）
① 中位所得層と低所得層の差が拡大	生活の質や相対的剥奪の状況について、中位所得層との格差拡大を示す可能性として留意
② 時系列で継続的に悪化	生活の質の悪化や相対的剥奪の拡大が一時的なものでなく、最低生活保障の観点から注意すべき状況である可能性として留意
③ 複数領域で明確に悪化	生活の質の悪化や相対的剥奪の拡大の可能性が高く、消費実態による検証結果を評価する際の重要な補完情報として留意
④ 指標間で変化の方向が異なる	世帯類型・項目別の背景を可能な範囲で確認するなど、機械的な判定は行わない

※　社会的必需項目の不足状況を確認することができる「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」は、3年毎の実施であり、サンプル数が限られ（一般世帯：約1.5万世帯）、生活保護受給世帯：約千世帯）、統計的な誤差が含まれることに留意が必要。

今回ご議論いただきたい事項

①生活扶助基準の検証に当たっての参考指標として参照する社会的必需項目の評価方法について、経済的な制約により必需的な項目が低所得層において不足していないかを確認する観点から、金銭的な理由により不足する状況を確認することを基本とすることについてどう考えるか。
個別の項目の不足状況を確認することに加え、総合的な指標を確認する方法やその必要性についてどう考えるか。

②社会参加・人とのつながりに関する調査項目を、社会的必需項目とは別立てで確認していくことについてどう考えるか。

③社会的必需項目の不足状況については、中位所得層と低所得層との格差の時系列変化を基本的な評価軸とすることについてどのように考えるか。

④社会的必需項目により観察された状況を踏まえて、生活扶助基準の検証にどのように参照していくことが考えられるか。

⑤そのほか、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の活用などにより、生活の質の分析を精緻化することについて、何か考えられることはあるか。